

平成16年(行ウ)第68号、第69号 公金支出差止等請求事件

原告 村越 啓雄 外54名

被告 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (1)

平成17年5月23日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



同復代理人

弁護士 堀 内 徹 也



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩 崎 進



澁 谷 勇 一



被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡 誠



渡 邊 政 利



山 崎 考



田 中 耕



高 橋 豊



鈴 鹿 春





被告千葉県水道局長指定代理人


永 井 克 典



被告千葉県企業庁長指定代理人

岩 渕 敏 弘 

永 野 龍 志 

小 山 曉 

小 沢 直 樹 

小 泉 英 司 

山 國 貴 千 

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 1	八ッ場ダム 建設事業のご案内	原本	H17.3	国土交通省関東 地方整備局八ッ 場ダム工事事務 所	八ッ場ダム事業の事業概 要及び利根川上流6ダム の洪水調節容量及び八ッ 場ダムの洪水調節容量の 内容
乙 2	利根川水系工事实 施基本計画	写し	S40.4.28	建設大臣	利根川水系工事实施基本 計画が決定された事実
乙 3	利根川水系工事实 施基本計画	写し	S55.12.19	同上	利根川水系工事实施基本 計画が改訂された事実
乙 4	利根川水系工事实 施基本計画	写し	H7.3.30	同上	現行の利根川水系工事基 本計画が決定された事実
乙 5	利根川水系工事实 施基本計画	写し	H4.4.7	同上	八ッ場ダムが利根川水系 工事实施基本計画に位置 付けられた事実
乙 6	官報 (総理府告示第 12 号)	写し	S37.4.30	総理府	利根川水系が水資源開発 水系の指定を受けた事実
乙 7	官報 (総理府告示第 30 号)	写し	S37.8.20	同上	利根川水系水資源開発基 本計画が決定された事実
乙 8	官報 (総理府告示第 19 号)	写し	S51.4.21	同上	八ッ場ダム建設事業が利 根川水系水資源開発基本 計画に位置づけされた事 実
乙 9	官報 (総理府告示第 3 号)	写し	S63.2.6	同上	利根川水系水資源開発基 本計画に、八ッ場ダム建 設事業の予定工期「昭和 42 年度から昭和 75 年度 まで」が追加された事実
乙 1 0	官報 (国土交通省告示 第 1458 号)	写し	H13.9.18	国土交通省	八ッ場ダム建設事業の予 定工期が昭和 42 年度か ら平成 22 年度までに変 更された事実
乙 1 1	官報 (建設省告示第 1284 号)	写し	S61.7.10	建設省	建設省が八ッ場ダムの建 設に関する基本計画を作 成した事実及びその内容

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙12	官報 (国土交通省告示 第1475号)	写し	H13.9.27	国土交通省	国土交通省が八ッ場ダムの建設に関する基本計画の予定工期を、昭和42年度から平成22年度までに変更された事実
乙13	官報 (国土交通省告示 第1164号)	写し	H16.9.28	国土交通省	国土交通省が八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更をした事実及びその内容
乙14の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について(照会)	原本	S60.11.27	建設大臣	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について照会があった事実
乙14の2	同上	原本	同上	同上	同上
乙14の3	同上	原本	同上	同上	同上
乙15	昭和61年2月定例 千葉県議会議案	写し	S61.3.25	千葉県議会議長	八ッ場ダムの建設に関する基本計画に対し異議ない旨回答することが議決された事実
乙16の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について(回答)	写し	S61.3.25	千葉県知事	八ッ場ダムの建設に関する基本計画に対し異議ない旨回答した事実
乙16の2	同上	写し	同上	同上	同上
乙16の3	同上	写し	同上	同上	同上
乙17の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(照会)	原本	H13.3.29	国土交通大臣	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について照会があった事実
乙17の2	同上	原本	同上	同上	同上
乙17の3	同上	原本	同上	同上	同上

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙18	平成13年6月定例 千葉県議会議案	写し	H13.7.23	千葉県議会議長	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対し異議ない旨回答することが議決された事実
乙19の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)	写し	H13.7.3	千葉県知事	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対し異議ない旨回答した事実
乙19の2	同上	写し	H13.7.6	同上	同上
乙19の3	同上	写し	H13.7.24	同上	同上
乙20の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(照会)	原本	H15.11.11	国土交通大臣	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について照会があった事実
乙20の2	同上	原本	同上	同上	同上
乙20の3	同上	原本	同上	同上	同上
乙21	平成16年2月定例 千葉県議会議案	写し	H16.3.19	千葉県議会議長	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対し異議ない旨回答することが議決された事実
乙22の1	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)	写し	H16.3.23	千葉県知事	八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対し異議ない旨回答した事実
乙22の2	同上	写し	H16.3.24	同上	同上
乙22の3	同上	写し	H16.3.25	同上	同上
乙23	千葉県第2次新総合5ヵ年計画	原本	S56.4	千葉県	八ッ場ダムによる水資源の確保が県計画に位置付けられている事実
乙24	ふるさとちば5ヵ年計画	原本	S61.3	同上	同上

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙25	さわやかハートち ば5ヵ年計画	原本	H3.3	千葉県	同上
乙26	ちば新時代5ヵ年 計画	原本	H8.3	同上	同上
乙27	新世紀ちば5ヵ年 計画	原本	H13.3	同上	同上
乙28の1	利根川水防史	写し	H7.3	建設省関東地方 建設局河川部河 川管理課	明治18年から昭和61年 において利根川が出水し た事実及び江戸時代にお ける利根川の治水事業の 事実
乙28の2	平成10年出水記録 誌	原本	H13.3	国土交通省関東 地方整備局河川 部河川管理課	平成10年に利根川が出 水した事実
乙28の3	平成13年度出水記 録誌	原本	H14.3	同上	平成13年に利根川が出 水した事実
乙29	八ッ場ダムの建設 に関する基本計画	原本	H17.3	国土交通省	八ッ場ダムの建設に関す る基本計画(第2回変更 後)の内容
乙30	平成13年関東地方 の渇水	原本	H13.12	利根川水系渇水 対策連絡協議会	利根川における取水制限 の事実とその内容
乙31	利根川下流 平成16年度事業概 要	原本	H16.3	国土交通省関東 地方整備局利根 川下流河川事務 所	利根川の幹川流路延長を 示す内容
乙32	平成11年度一級河 川二級河川準用河 川指定調書	原本	H11.4.30	千葉県	利根川の幹川流路に占め る本県の沿川の距離を示 す内容
乙33	市町村資料集 平成16年度版	写し	H16.7.3	同上	利根川に係る本県市町村 の状況を示す内容
乙34	八ッ場ダム建設事 業	写し	H11.8	建設省関東地方 建設局八ッ場ダ ム工事事務所	カスリン台風時における 千葉県内の被害状況の事 実及び八ッ場ダムの洪水 調節効果の内容

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙35	水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について	写し	S53.1.18	厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長	水道整備基本構想の策定や広域水道整備計画の策定に係る手続きを通知した事実
乙36	広域的整備基本構想	原本	S52年度策定	千葉県	千葉県が広域的整備基本構想を策定した事実
乙37	広域的水道整備計画策定の要請書	原本	S55.11.16	印旛地域の市町村長	印旛地域の市町村長から広域的水道整備計画策定の要請書が提出された事実
乙38	昭和56年2月定例千葉県議会議案	写し	S56.3.19	千葉県議会議長	西部圏域広域的水道整備計画の作成が議決された事実
乙39	西部圏域広域的水道整備計画	原本	S55年度策定	千葉県	西部圏域広域的水道整備計画を策定した事実とその内容
乙40の1	認可書	原本	S57.3.31	厚生大臣	千葉県の水道事業の経営が認可された事実
乙40の2	千葉県水道事業経営認可申請書	写し	S57.3.3	千葉県知事	千葉県が水道事業の経営を申請した事実及びその内容
乙41	八ッ場ダム使用権設定申請について	写し	S60.11.9	千葉県知事	千葉県が水道用水として八ッ場ダムの使用権設定申請をした事実
乙42の1	千葉県環境保全条例(平成7年条例3号)	写し	H7.3.10	千葉県	千葉県環境保全条例の内容及び地下水の採取が規制されている事実
乙42の2	千葉県環境保全条例施行規則(平成7年規則78号)	写し	H7.9.29	千葉県	地下水の採取が規制されている地域
乙43	千葉県土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(昭和49年条例3号)	写し	S49.3.30	千葉県	千葉県土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の内容及び千葉県が工業用水道事業を営んでいる事実

号 証	標 目		作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙44の1	工業用水道事業届 出書	写し	S42.4.13.	千葉県知事	知事が工業用水道事業について通商産業大臣に届出した事実
乙44の2	千葉地区工業用水 道事業届について	写し	S44.1.24	通商産業大臣	千葉地区工業用水道事業が施設基準に適合すると認められた事実
乙45	ハッ場ダム使用権 設定申請について	写し	S60.11.9	千葉県知事	千葉県が工業用水としてハッ場ダムの使用権設定申請をした事実
乙46	ハッ場ダム使用権 設定変更申請につ いて	写し	H15.10.29	同上	千葉県が工業用水としてハッ場ダムの使用権設定変更申請をした事実
乙47	ダム事業－地域に 与える様々な効果 と影響の検証	写し	H15.3	国土交通省	全国の貯水池の堆砂速度の状況を示す内容
乙48	利根川水系及び荒 川水系における水 資源開発基本計画 の全部変更につ いて(回答)	写し	S62.12.22	千葉県知事	知事が利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の全部変更について同意した事実。